

シルバー かわさき

<http://www.sjc.ne.jp/kawasaki/>

平成 19 年 1 月 1 日

第 25 号

財団法人
川崎市シルバー人材センター
川崎市川崎区堤根 34 - 19
TEL 044-222-6886
FAX 044-221-8516



賀 春

撮影 鈴木 辰佳 会員 (南部事務所)

新年のごあいさつ

理事長 山本 栄一

新年明けましておめでとうござい
ます。

会員の皆様方には、お健やかに新年
をお迎えのこととお慶び申しあげます。
当センターの事業は、景気の動向が
不透明な中、契約金額や件数とも前年
を上回り順調に推移しております。

これもひとえに会員、発注者、行政
等の皆様方のご支援やご協力の賜物と
深く感謝しております。

今年は団塊の世代の大量退職、いわ
ゆる「二〇〇七年問題」の年となりま
した。

この問題に対応するには高齢者も「支
えられる側」から「社会の支え手」と
して活躍することが望まれており、こ
れに対処するため当センターも更なる
努力をしていかなければならないと考
えております。

このような年を迎え、今後事業の
普及啓発、就業開拓事業の拡充等役職
員一丸となって取り組んでまいります
のでよろしく願います。

会員の皆様方並びに関係者の皆様方
には尚一層のご支援、ご協力をお願い
致しますとともに、皆様方の御多幸を
お祈り申しあげ新年のごあいさつとい
たします。

安全・適正就業委員会報告

平成十八年度第一回安全・適正就業委員会が去る十月十九日に本部会議室で開催されました。

Ⅱ「写真」

はじめに、会員から応募のあった「安全標語・川柳」の選考を行い、後記のとおり入選作品が決定しました。

次に、各事務所から就業現場の巡回・指導及び交通安全講習会の実施など、安全・適正就業対策会議の上半期活動状況について報告がありました。



事務局からは、当センターと関東近県における前年度事故発生状況及び安全意識啓発の取組みなどについて報告しました。
また、県連合会が実施した安全対策研修会に出席した委員から研修内容、感想等についての報告がなされました。

安全標語 川柳 入選作品

安全・適正就業委員会では選考を行った結果、次の作品が選ばれましたので紹介します。

多数の応募ありがとうございました。
なお、今回は「ヒヤリハット体験事例」の応募はありませんでした。

★入選「標語」

安全は 資材機材の 整理から
中部会員 木村道治

★入選「川柳」

ご苦労さん 自転車かたづけ
歩きやすい
南部会員 大場兼三郎
月曜は 寝不足飲み過ぎ 要注意
中部会員 木村道治

安全対策研修会

平成十八年六月二十九日(木)

会場 かながわ労働プラザ

出席者

南部事務所

親松 弘明 安全・適正就業委員

平成十八年十一月九日(木)

会場 海老名市役所

出席者

中部事務所

守谷 輝夫 安全・適正就業対策員

北部事務所

田宮 正夫 安全・適正就業対策員

(社)神奈川県シルバー人材センター連合会主催の安全対策研修会に、安全・適正就業委員及び対策員が出席しました。

午前は、神奈川県警察本部交通総務課安全係の講師により、車を運転する側だけではなく、



歩行者側の交通安全について、実際の交通事故例を映像で説明し、また、標識の間違い探しや騙し絵などを使い、人の視覚の曖昧さについての講義でした。

午後は、助かながわ健康財団の講師による、息こらえ・握力・ステップング・開眼片足立ちなどの体力測定を実施した結果、ほとんどの出席者の体力年齢が実年齢よりも若いという結果でしたが、高齢による体力の衰えも再確認しました。

また、県下のシルバー人材センター・生きがい事業団の多くの会員が集まったこともあり、お互いの情報交換や交流を持てた研修会になりました。Ⅱ〔写真〕

会員表彰受賞者決まる

長年にわたって就業状態の良好な会員及びセンター事業の発展に寄与した会員等に対し、当センターの表彰規程に基づき、理事長が表彰を行うことになっています。

今年度は、次の方々の受賞が決まりました。表彰式は、平成十九年一月十九日（金）に高津区役所会議室で行われます。

●受賞者氏名（敬称略）

南部事務所

村山 恵三郎
菊池 利

北部事務所

坂巻 春枝
守谷 忠蔵
巻上 正吉
塚田 仁二

元美少年達がエキストラに 会員交流の輪を広げる

先日、マイカーを走らせながら、ラジオのスイッチをひねると、「歌手をアーティスト・芸術家と呼ぶのはいかがなものか。」というある識者の声飛び込んできました。

シルバー人材センターの会員の皆さんには馴染みが薄いと思いますが、アーティストと呼ばれるに相應しい歌手もいれば、芸能人に分類される歌手もいますよね。

今、若者達の間で人気があるグループ・アーティストが新作を発表するにあたり、広告宣伝用・販売促進用のビデオを作ることになりました。今はやりの洒落た言葉でいきますとプロモーションビデオです。

このプロモーションビデオを作成するために、多数のエキストラが募集され、当人材センターからは元美少年達6名が伺うこととなりました。Ⅱ〔写真〕

撮影の前日に「明日、スタジオに来るように。」と連絡を受けた6名は、スタジオ近くの駅に集合し、中部会員の青柳さんの先導で会場に赴きました。カメラの持込につ



北部 (鈴木会員) 中部 (青柳会員) 北部 (西松会員) 中部 (安藤会員) 中部 (菅原会員) 北部 (杉本会員)

いては当日、現場で許可をとるようになっており、青柳さんから現場のスタッフに聞いてもらおうと、「歌手が来るのは夜遅くですから、今の時間帯で、フラッシュをたかないのであれば撮影しても構いません。」と了解を得ました。

現場は暗いので、なかなかシャッターチャンスに恵まれず、われわれ会員の写真もスタジオ前で撮るしかありませんでした。

ビデオの撮影にはいろいろなシーンがありましたが、圧巻は北部会員の一人が元美少女と踊る場面でした。踊り終わると待機中の5名の会員から羨望と冷やかしの言葉をあびせられ、その人は、ほうほうの体で興奮気味に弁解らしき声を返していました。

この新曲は某テレビ局が放映したドラマのテーマソングになりましたが、エキストラの皆さん方お気づきになりましたでしょうか。

当日、エキストラの一部の方には、「今日の感想を会報に書いてもらうかもしれませんよ。」と聞いておりましたが、紙面の関係で割愛させていただきます。

一行6名は他のエキストラの方々から元気をもらい、朝6時から夕方5時までの仕事に心地よい疲れを感じながらスタジオをあとにしました。

中部会員と北部会員が一緒になって、ひとつの仕事場で働くというのは滅多にないことです。当日は会員交流の場にもなりました。

後日、「写真を送ってくれてありがとう。いい記念になります。」とお礼の電話がきたりなどして会員同士の温もりの輪が広がっていきます。

これからも、こんな機会がもっと増えればいいですよ。 (文責：会員編集委員・杉本 晃)

植木作業に伴う機材運搬等の見直し

当センターでは、今後見込まれる会員増加・受注拡大に伴う事務量の増大、補助金削減等の厳しい財政状態に対応していくため、かねてより事務事業全体の見直しと改革に取り組んでいます。

植木事業に関する見直しと改革については、今後、運搬用自動車の維持管理及び脚立等の器材購入が財政上困難であること、各事務所の器材置き場が飽和状態にあることなどから、他の大都市の状況も参考に総合的に検討した結果、就業会員のできる業務は「自主・自立・共働・共助」というセンターの理念に基づいて、会員が主体的に行うことを前提に、次のとおり一定の方向性が固まりましたのでお知らせします。

① 作業に必要な脚立等の器材の運搬は、就業会員が自分で運搬する。

〔平成十九年四月から実施〕

ただし、自分達で運搬できない就業会員については、運搬できるようになるまでの間、二年間を限度にセンターが運搬する。

〔平成二十一年三月まで実施〕

② 作業に必要な脚立等の器材は、就業会員が購入することとし、センター各事務所が所有する器材を、自分で運搬できる就業会員に対し無償で貸与する。

〔平成十九年四月から実施〕

③ 運搬費を千円から二千円に改定し、自分で運搬した就業会員に支給する。

〔平成二十年四月から実施〕

以上の改正内容を具体的に説明するとともに、就業会員の意向調査を行うため、十二月二十六日に「植木班班長会議」を開催し、一月二十四日に「植木班全体説明会」を開催します。

SP事業（一種）実施報告

●ビルクリーニング講座講習会

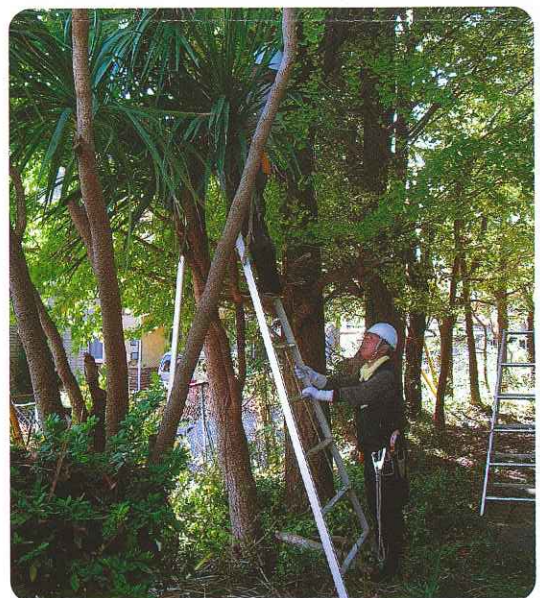
十月二日から十三日までの7日間、川崎市生活文化会館（てくのかわさき）において開催。受講者十二名が清掃用具・機械・洗剤等の基礎的知識を学んだ後、グループに分かれて床、カーペット、トイレ等の清掃の基本実技に取り組みました。 Ⅱ「写真」



●緑樹管理講習会（樹木の手入れ）

十一月六日から十四日までの七日間、県立向の岡工業高校において開催。受講者十七名が使用道具と安全就業に関する学科の他に、剪定の仕方、樹木の保護・育成、病害虫対策等、樹木の手入れ全般について実技を中心に最後まで熱

心に取り組みました。 Ⅱ「写真」



SP事業（二種）実施報告

●接遇講習会

十月二十五日午前・午後と翌二十六日午前・午後の四回に分けて、川崎市中小企業・婦人会館において開催。主に屋内外清掃業務就業会員が各回約五十余名ずつ延べ二百二十六名が受講しました。発注者や市民と接する際の身だしなみ、挨拶、態度、言葉の使い方などの他に「苦情・要望の事例」についての実習も取り入れた実践的な講習に、受講者も真剣に取り組んでいました。特に、相手の心を和らげる「マジックフレーズ」に、多くの受講者が関心を寄せていたのが印象的でした。

●子育て支援講習会

九月二十七日に川崎市中小企業・婦人会館において開催。この講習会は、今後、当センター

が子育て支援事業を展開していくための一環として初めて実施した講習会で、二十五名が受講しました。こどもに関する病気や怪我と安全、発達と遊び等について、映像を使って分かり易く、また、手作り玩具の作り方など楽しいお話しに、延べ五時間の講義内容に対して、受講者から「もっと時間が欲しかった」という声もありました。 〓「写真」



調理講習会

十二月五日に高津市民館の調理室において開催。高齢者にやさしい食事づくりをテーマに実施した講習会です。

手元にある食材で栄養バランスに配慮した食事の作り方や短時間の調理方法などの演習体験、食事制限を受けている方への配慮の仕方、食中毒予防の知識などの学習もあり実践的な講習会に、多くの受講者から「参加してよかった」という感想がありました。

■事務所だより

★南部事務所 ☎222-1550

◎幸区民祭 (報告)

平成18年10月22日(日) 参加人数13名

センター事業と活動内容を広く区民に紹介し、就業の場の拡大と会員の増強を図るため、会員の協力を得て広報活動を行いました。

当日は、区役所敷地内の会場において来場者にパンフレットとポケットティッシュを配布し、また相談者には窓口を設けて相談業務を行いました。



◎「大いに盛り

上がった忘年会

平成18年12月15日(金)

参加人数29名

南部事務所近くの「迎賓」という香港料理店で宝寿会の忘年会が行われました。

ビール、紹興酒等を飲みながら、次々と出される中華料理をお腹に納め、今年の疲れを癒し、来年に向けて新たな英気を養いました。新規会員を迎え、今後の宝寿会の発展を祈り、解散となりました。



★中部事務所 ☎222-5031

◎宮前区民祭 (報告)

平成18年10月15日(日) 北部 市場内

今年も恒例の宮前区民祭に参加しました。午前中は会員の登録を増やしたいと、中高年の方をターゲットに、パンフレットとティッシュを配布し、午後からは若いご夫婦や家族連れを含む全般の方を対象に広報活動を行いました。

★北部事務所 ☎980-0131

◎あさお区民まつり (報告)

平成18年10月8日(日)

今年もセンター事業を広く区民へPRし、会員増強及び就業の機会を確保するため参加しました。

PR用のティッシュペーパー1,000部を配布し、相談に訪れた方へ事業内容を説明するなど、広報活動に努めました。

後日、事務所へ会員登録の申込みや、受注の問い合わせが寄せられるなどPRの効果が見られました。

◎北寿会からのお知らせ

北寿会では、会員の親睦をはかるため、来年度の行事計画を検討しております。今後とも会報及び北部事務所の掲示板等で開催行事をご案内いたしますので、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

北寿会 幹事一同

事務局通信

平成18年中にセンターで仕事をされた会員の方全員に「配分金支払証明書」を送付いたしますので、所得税の確定申告の際に使用してください。

「配分金」の所得税上の取扱いについては、次のとおりです。

シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上「雑所得」となり、原則的に確定申告が必要になります。

ただし、平成18年中の収入が配分金のみの場合、配分金額が103万円以下（注1）の方は、税務署に確定申告する必要はありません。

なお、配分金が103万円を超える方は、扶養親族・控除対象配偶者に該当なくなりますのでご注意ください。

また、平成18年中の収入が配分金と公的年金の場合、下の速算表で算出した公的年金の雑所得の額と、配分金から65万円（注2）を差し引いた額の合計金額が38万円以下の方（注1）も、税務署へ確定申告する必要はありません。

しかし、平成18年中に配分金と公的年金以外に他の収入がある場合は、税務署に確定申告する必要があるかどうかは計算しないとわかりませんので、最寄りの税務署にお尋ねください。

（注1） 65歳以上の方にかかる老年者控除につきましては平成17年分から廃止となっていますのでご注意ください。

（注2） 配分金が65万円以下の場合は配分金の額

[平成18年分公的年金等に係る所得金額の速算表]

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額の合計額 A	公的年金等の雑所得の額
65歳未満の方 (昭和17年1月2日 以降に生まれた方)	130万円未満	A-700,000 (赤字は0)
	130万円以上 410万円未満	A×0.75 - 375,000
	410万円以上 770万円未満	A×0.85 - 785,000
	770万円以上	A×0.95 - 1,555,000
65歳以上の方 (昭和17年1月1日 以前に生まれた方)	330万円未満	A-1,200,000 (赤字は0)
	330万円以上 410万円未満	A×0.75 - 375,000
	410万円以上 770万円未満	A×0.85 - 785,000
	770万円以上	A×0.95 - 1,555,000

※税務署確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要となる場合がありますので、その際は各区役所までお問い合わせください。

問合わせ先

**税金のことなら
国税庁ホームページへ!**

<http://www.nta.go.jp>

※申告や相談に関するお知らせ案内などが掲載されています。

川崎南税務署 ☎ 222-7531

川崎北税務署 ☎ 852-3221

川崎西税務署 ☎ 965-4911

**平成19年
配分金支払日一覧表**

1月25日(木)
2月26日(月)
3月26日(月)
4月25日(水)
5月25日(金)
6月25日(月)
7月25日(水)
8月27日(月)
9月25日(火)
10月25日(木)
11月26日(月)
12月25日(火)

※配分金は月末で締めて翌月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に、指定された口座へ支払います。

**事務費率の
改定について**

かねてよりこの会報を通じてお知らせしているとおり、平成19年4月1日就業分から、申込み時期にかかわらず全ての受注について、事務費率を8%とさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

明けまして

おめでとうございます

平成十九年が、皆様に

とって良い年となる

ことを祈念しております

今年も宜しく願います。

会報編集委員一同